

後発医薬品(ジェネリック医薬品)使用促進に係る動画作成業務委託 評価基準表

1 評価基準

評価項目	評価内容			配点
全体の評価	提案内容的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	5点	10点
		事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	5点	
	提案内容の実現性	実施方法等が具体的で、実現性があるか。		5点
	事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるかどうか。		5点
提案項目① (動画作成)	的確性	後発医薬品に関する正しい知識について一般府民の理解や関心が深まり、興味が持てるような内容の提案となっているか。		10点
	実現性	事業の目的を達成する上で、事業者の見解や経験等を活かし、実現可能な提案がなされているか。		10点
	独創性	動画は提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案がなされているか。		10点
提案項目② (広報)	的確性	ターゲットに適した広報媒体及び広報内容の提案となっているか。		5点
	実現性	効果的な広報に向けて、具体的に実現可能な提案がなされているか。		5点
	独創性	広報は提案事業者のデザイン力や知識・経験を活かした創意工夫があり、効果が見込める提案となっているか。		5点
小 計				65点
業務実施面	業務実施体制	提案内容を実施できる人員が確保されているか。	5点	10点
		各工程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了に至るまでの過程が明確に説明されているか。	5点	
	業務実績	本業務と同種・類似業務の実績があるかどうか。		5点
府内企業	京都府内に、本店、支店又は営業所等を有する者であること。	府内に本店がある	5点	5点
		府内に支店、営業所等がある	3点	
		上記以外	1点	
価格点	・事業の実施に必要な経費等が適切に見積られ、事業の対象者や内容、効果等からみて適切な範囲であるとともに、委託上限金額の範囲内か			15点
小 計				35点
合 計				100点

※上記項目のうち、「業務実施面」、「府内企業」及び「価格点」については、客観的評価項目として業務課で採点を行い、その他の項目については、外部有識者が採点及び意見陳述を行った上で、その取りまとめ(平均点の算出等)を業務課で行う。

※配点基準については別紙参照

2 採択基準

採択に当たっては、総合点の高い事業者から順に採択する。
また、採択事業者が採択後に辞退した場合は、事業期間の確保や実施体制を確認した上で、不採択とした事業者のうち、総合点の高かった事業者を辞退事業者に代わり採択するものとする。

◇経費は、以下の基準により採点

【配点：15点】

満点(15点) × (提案価格のうち最低価格 / 自社の提案価格)	
※小数点以下第3位を切り捨てる。	
上限価格を超過	無効